

廃棄物の野外焼却は禁止されています！

庭先や空き地などのごみの焼却、特に地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、無施設焼却などは、野焼きと同じです。付近の住民の方への不快、ダイオキシンの有害物質の発生の原因になるほか、煙や悪臭、灰により生活環境に大きな迷惑をかけることとなります。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは一部の例外を除き禁止されており、法律で厳重に罰せられます。

○稲わら、^{もみ}籾殻を燃やさないで

稲刈り後の稲わらや籾殻を大量に燃やすと、その煙によって周辺の視界が遮られ交通障害を招く事になります。また、田畑と宅地が隣接している場合は、近隣の住民の方に煙や灰などで不快感を与えるため、多くの苦情が寄せられています。やむを得ず焼却する場合には生活環境を損なわないようにしてください。

○野外焼却禁止の例外

「公益上若しくは社会習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」は例外とされています。

その例外とされているものは次のとおりです。

①国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例 河川敷の草焼きなど

②震災、風水害、火災、凍霜害

その他の災害予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

例 災害などの応急対策、火災予防訓練など

③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例 正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事、どんど焼き（鳥追い）など

④農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例 焼き畑、畔の草の焼却、魚網にかかったごみの焼却など

⑤たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例 落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤーなど

※ただし、例外における野焼き

☆ごみ出しはルールを守って！！～不法投棄は犯罪です～

☆ごみの出し方《注意》

最近、家庭から排出される正しく分別されていないゴミにより、ゴミ収集車や常総環境センターで火災事故が多発しています。そこで、ゴミ排出の分別とルールを守り、適正排出してもらうためにも皆様のご理解とご協力をお願いします。

☆不法投棄

心ない者により、ルールに従わず集積所にごみが出されたり、他人の敷地内にごみが捨てられることがあります。また、家電リサイクル法の制定以降、家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）が多数不法投棄されています。

私有地・私道等に不法投棄された場合

- (1)所有者や管理者に適正処理してもらいます。
- (2)警告看板などを設置し、不法投棄の予防に努めてもらいます。
- (3)悪質な不法投棄に対しては、警察へ通報して排出者の調査などを行い対処していきます。

集積所に不法投棄された場合

- (1)住民の方からの通報に対して、警告ビラを貼付し排出者へ周知し適正に処理してもらいます。
- (2)警告看板などを設置し、不法投棄の予防に努めてもらいます。
- (3)悪質な不法投棄に対しては、警察などと連携して排出者の調査などを行い対処していきます。

◆違法な「野焼き」を発見したときは



- ▼フリーダイヤル不法投棄 110番
- ▼伊奈庁舎生活環境課 ☎0120・536380
- ☎58・2111
- (内線1120～1123)
- ▼茨城県南地方総合事務所 環境保全課 ☎029・826・5363
- ※休日・夜間で緊急の場合は、110番へ

でも、近隣へ迷惑をかけているようであれば、ただちに止めていただくよう市では指導を行っています。風向きなどを十分考慮して対処してください。